

久喜市移動販売導入事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

久喜市移動販売導入事業費補助金交付要綱（令和4年久喜市告示第152号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 市と包括連携協力に関する協定を締結していること。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。